

くらしの情報

国民健康保険
高齢受給者証の更新の
お知らせ

国民健康保険の加入者で、70歳から74歳の方に交付している「高齢受給者証」の有効期限が平成25年7月31日までとなっておりません。新しい「高齢受給者証」は7月下旬に郵送します。

8月1日以降に医療機関等で診療を受ける際は、保険証と新しい「高齢受給者証」を窓口に提示してください。

自己負担割合は、平成24年中の所得により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、有効期限が切れた「高齢受給者証」は、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

・新しい高齢受給者証(黄色)
有効期限 平成26年7月31日

・古い高齢受給者証(水色)
有効期限 平成25年7月31日

町民生活課
72-6933

後期高齢者医療
被保険証の更新の
お知らせ

現在お使いの被保険者証(ピンク色)は有効期限が7月31日となっています。新しい被保険者証(オレンジ色)は、7月下旬に郵送しますので、ご確認ください。

8月からは新しい被保険者証を使用して、古い被保険者証は、8月以降に町民生活課まで返却されますよう、お願いします。

※住民税非課税などにより交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」も有効期限が7月31日までとなっています。引き続き受ける場合は、町民生活課で更新の手続きをしてください。

町民生活課
72-6933

ひとり親家庭医療費
受給者の皆さんへ
受給資格更新のお知らせ

現在交付されているひとり親家庭医療費受給者証の有効期限は、7月31日までとなっています。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。

次の日程で更新の受け付けを行いますので忘れずに手続きをしてください。

なお受給者の方には個別に案内通知をしていますのでご確認ください。

●受付日時

- ・7月16日(火) 午前9時から 午後5時15分まで
- ・7月17日(水) 午前9時から 午後7時15分まで
- ・7月18日(木) 午前9時から 午後5時15分まで

●受付場所
健康福祉課

- 必要なもの
- ・ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- ・ひとり親家庭医療費受給者証(青色のカード)

・受給者と児童の健康保険証

町税等納期のご案内

納期限 **7月31日**(※)

- 固定資産税(2期)
- 国民健康保険税(1期)
- 介護保険料(1期)

- 納め忘れのないように、ご確認ください。
- 納期内納入にご協力をお願いします。

・受給者と児童の戸籍謄本(児童扶養手当受給者は不要)

・児童扶養手当証書(当該手当受給者のみ)

・平成25年度(平成24年分)所得証明書(平成25年1月1日現在、小野町に住所を有していない方のみ)

・児童の父または母が障がい者の場合は、診断書または障害者手帳

効期限は7月31日となっています。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには更新の手続きが必要ですので、忘れずに手続きを行ってください。

●受付場所

- 健康福祉課
- 必要なもの
- ・重度心身障害者医療費受給者証(ピンクのカード)

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・通知文
- ・印鑑

重度心身障害者医療費
受給者の皆さんへ

現在交付されている重度心身障害者医療費受給者証の有効期限は、平成25年7月31日となっています。

町健康福祉課
72-6934

町健康福祉課
72-6934